

○御嵩町町有地売払い媒介制度実施要綱

令和7年5月30日
訓令甲第31号

(目的)

第1条 この要綱は、御嵩町(以下「町」という。)が所有する土地(当該土地に定着している建物等の工作物を含む。以下「町有地」という。)の売払いにおいて、宅地建物取引業者による媒介を活用することで、町有地の処分の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。
- (2) 媒介 法第34条の2に規定する宅地又は建物の売買の媒介の契約を目的とした媒介をいう。
- (3) 団体 宅地建物取引業者を統括する者をいう。

(協定の締結)

第3条 町長は、町有地の媒介を依頼するときは、あらかじめ御嵩町町有地売払いの媒介に関する協定書(別記様式第1号)。以下「協定書」という。)により、団体と協定を締結するものとする。

(媒介業者)

第4条 町長が町有地の媒介を依頼する業者(以下「媒介業者」という。)は、前条の規定により協定を締結した団体(以下「協定締結団体」という。)に属する宅地建物取引業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 法第65条第1項又は第3項の規定による指示処分を受け、当該指示処分を受けた日から6月を経過していない者
- (2) 法第65条第2項又は第4項の規定による業務停止処分を受け、当該業務停止期間が終了した日から1年を経過していない者
- (3) 法第71条の規定による勧告処分を受け、当該勧告処分を受けた日から3月を経過していない者
- (4) 御嵩町暴力団排除条例(平成24年条例第19号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(媒介依頼物件の選定)

第5条 協定締結団体に媒介を依頼する町有地(以下「物件」という。)は、公募により町有地を売り払う場合において、応募がなかった土地又は応募者全員が売買契約の申込みを辞退した土地で、媒介による売払いが適当と認められる町有地とする。

(媒介依頼等)

第6条 町長は、前条の規定により選定した物件の媒介を依頼するときは、御嵩町町有地媒介依頼書(別記様式第2号)により、協定締結団体に通知するものとする。

2 町長は、前項で通知した物件について、購入を希望する者(町が実施する先着順による町有地売払いの申込みを含む。)があつたとき、又は当該媒介を中断し、若しくは中止させる必要があると判断したときは、御嵩町町有地媒介依頼の中止又は中止通知書(別記様式第3号)により、協定締結団体へ通知するものとする。

3 協定締結団体は、前2項に規定する通知を受けたときは、当該団体に属する媒介業者に当該通知内容を周知するものとする。

(媒介の申請等)

第7条 媒介業者は、物件の購入を希望する者(以下「購入希望者」という。)があつたときは、御嵩町町有地売払い媒介申請書(別記様式第4号)及び御嵩町町有地買受申込書(別記様式第5号) (以下これらを「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 登記事項証明書及び印鑑証明書(発行後3月以内のものに限る。)(購入希望者が法人の場合に限る。)
- (3) 住民票及び印鑑登録証明書(発行後3月以内のものに限る。)(購入希望者が個人の場合に限る。)

2 媒介業者は、申請書を提出した後において、その媒介を取り下げるときは、御嵩町町有地売払い媒介申請取下書(別記様式第6号)及び御嵩町町有地買受申込取下書(別記様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(媒介契約の締結等)

第8条 媒介業者は、町有地の媒介を行うときは、町長と御嵩町町有地売払いの媒介に関する契約書(別記様式第8号)。以下「媒介契約」という。)により契約を締結するものとする。

2 町長は、前項に規定する媒介契約期間について契約締結日の属する年度の3月31日までの3箇月を超えない範囲で定めるものとする。この場合において、町長はやむを得ない事情があると認めるときは、これを延長することができる。

(買受者の資格)

第9条 買受の資格を有する者は、第7条第1項の規定による申請書を受理した日において、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- (3) 御嵩町徵収職員取扱規則(平成20年規則第47号)第2条に規定する町税等を滞納している者
(売買契約の締結等)

第10条 町長は、第7条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは当該申請者を買受者として決定し、売買契約を締結するものとする。この場合において、同一の物件につき同日において2以上の媒介業者から申請があった場合は、抽選により買受者を決定するものとする。

- 2 媒介業者は、前項に規定する売買契約の締結において、町長及び当該買受者の事務の補助を行うものとする。
(媒介報酬の請求等)

第11条 媒介業者は、この要綱による媒介により町有地等の売買代金の全額が納入され、所有権移転登記手続が完了した場合は、御嵩町町有地媒介完了通知書(別記様式第9号)及び御嵩町町有地媒介報酬請求書(別記様式第10号)(次項において請求書等という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求書等の提出があったときは、当該媒介業者に媒介報酬を支払うものとする。ただし、媒介業者の責めに帰すべき事由により当該売買契約の解除等がされたときは、当該媒介業者は、受領した媒介報酬を直ちに町長へ返還しなければならない。
(媒介報酬金額)

第12条 前条第2項の媒介報酬の金額は、町有地の売却価格を別表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した額(千円未満の端数切捨て)とし、消費税及び地方消費税は別とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、低廉な空家等(物件価格が800万円以下の宅地又は建物)の媒介報酬の額については、当該媒介に要する費用を勘案して、30万円の1.1倍に相当する額以内とする。
- 3 媒介業者は、第10条第1項に規定する買受者に対し媒介に係る一切の報酬を請求できないものとする。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第12条関係)

区分	割合
200万円以下の金額	100分の5
200万円を超える金額	100分の4
400万円を超える金額	100分の3

別記様式第1号(第3条関係)

御嵩町町有地売払いの媒介に関する協定書

御嵩町（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、甲の保有する財産（以下「町有地」という。）売払いの媒介に関して、御嵩町町有地売払い媒介制度実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、町有地を売却する地方公共団体として、乙は、宅地建物取引業に係る公益法人として、各自の社会的使命を有する立場と双方の信義誠実の原則に立ち、この協定に基づき、町有地売払いの適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（定義）

第2条 この協定において「町有地売払いの媒介」とは、乙に属する宅地建物取引業者（以下「媒介業者」という。）が甲に対して町有地の買受を希望する者（以下「買受希望者」という。）を紹介することをいう。

（媒介業者に対する周知）

第3条 乙は、媒介業者に対しこの協定に定める事項その他町有地売払いの媒介に関し必要な事項を周知するものとする。

（媒介依頼等）

第4条 甲は、町有地売払いの媒介を依頼するときは、当該町有地の売却価格等の売払条件を付し、別に定める書面により乙に情報提供を依頼するものとする。

2 乙は、甲から前項の依頼があった場合には、媒介業者へその旨を通知するものとする。

3 甲は、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第1項の情報提供を中断し、若しくは終了させる必要があると判断したときは、別に定める書面により乙にその旨を通知するものとする。

- (1) 甲自ら買受者を選定したとき。
- (2) 乙以外の依頼先において買受者を選定したとき。

（資料等の収受）

第5条 媒介業者は、乙から町有地売払いの媒介について通知があったときは、甲に対して対象となる町有地に関する資料を請求することができるものとする。ただし、甲のホームページから資料を取得することができる場合は、その方法により取得するものとする。

（町有地売払いの媒介の開始等）

第6条 媒介業者は、第4条第2項に規定する乙からの通知により、町有地売払いの媒介を行うものとする。

2 媒介業者は、甲に買受希望者の紹介を行おうとする場合には、要綱第7条第

1項に定める御嵩町町有地売払い媒介申請書並びに買受希望者から授受した御嵩町町有地買受申込書及び誓約書（以下「申請書等」という。）に必要な書類を添えて、甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、媒介業者と町有地売払いの媒介に関する契約（以下「媒介契約」という。）を締結するものとする。

4 媒介業者は、第2項に規定する申請書等を提出した後において、その媒介を取り下げるときは、甲に連絡するとともに、要綱第7条第2項に規定する御嵩町売払い媒介申請取下書及び御嵩町町有地買受申込取下書を提出するものとする。

（買受資格の確認等）

第7条 甲は、前条第2項の規定による申請書等を受理した日を基準日として当該買受者について、要綱第9条に規定する買受資格の確認をし、適當と認められる場合は、当該買受希望者を買受者に決定するものとする。この場合において、同一の町有地につき同日において2以上の媒介業者から前条第2項の申請書等の提出があった場合は、紹介を受けた買受希望者のうち買受資格を有する者の中から抽選により買受者を決定するものとする。

2 甲は、前項の規定による資格の確認後速やかに、その結果を当該買受希望者及び当該媒介業者に対し通知するものとする。

（町有地の売買契約の締結）

第8条 町有地売払いの売買契約の締結は、甲及び前条の規定により買受資格を有すると認められた買受者が行うものとする。

2 媒介業者は、甲及び当該買受者双方の契約の準備に協力し、町有地の売買契約を締結するときに、立ち会い、事務の補助をするものとする。

3 買受者に対する亜炭鉱廃坑に関する事項その他の町有地に関する重要な事項の説明は、甲が行うものとする。

（媒介の成立）

第9条 町有地売払いの媒介は、甲が買受者と売買契約を締結し、当該町有地の売買代金が甲に全額納付され、所有権移転登記が完了したときをもって成立するものとする。

（媒介報酬の額及び支払時期）

第10条 町有地売払いの媒介に係る報酬（以下「媒介報酬」という。）の額は、町有地の売却価格を次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した額（千円未満の端数切捨て）とし、消費税及び地方消費税は別とする。

区分	割合
200万円以下の金額	100分の5
200万円を超える金額	100分の4
400万円を超える金額	100分の3

2 低廉な空家等（物件価格が800万円以下の宅地又は建物）の媒介報酬の額につ

いては、前項の規定にかかわらず、当該媒介に要する費用を勘案して、前項の計算方法により算出した金額を超えて媒介報酬を受けることができるものとする。この場合において、甲から受ける媒介報酬の額は30万円の1.1倍に相当する額を超えないものとする。

- 3 媒介報酬の支払は、町有地売払いの媒介が終了した場合に限り行うものとし、町有地売払いの媒介が終了しなかった場合又は中断若しくは中止された場合は行わない者とする。
- 4 甲は、当該町有地の売買代金が全額納付され、所有権移転登記が完了した後、当該媒介業者からの請求に基づき、当該媒介業者に媒介報酬を支払うものとする。ただし、媒介業者の責めに帰すべき事由により当該売買契約の解除等がされたときは、当該媒介業者は、受領した媒介報酬を直ちに町長へ返還しなければならない。

(禁止事項)

第11条 媒介業者は、前条に規定する媒介報酬以外には、甲に一切請求できないものとする。

- 2 媒介業者は、町有地の買受者に対して媒介に係る一切の報酬を請求することはできないものとする。

(媒介契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第3項に規定する媒介契約を解除することができる。

- (1) 媒介業者が、町有地売払いの媒介について、信義を旨とし誠実に遂行する業務に違反したとき。
- (2) 媒介業者が、媒介契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実なことを告げる行為をしたとき。
- (3) 媒介業者が、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (4) 媒介業者が、媒介契約の履行をしないとき。
- (5) その他の事情により町有地売払いの媒介が不要になったとき。

2 甲は、前項の規定により、媒介契約を解除する場合は、速やかにその旨を媒介業者に通知しなければならない。

3 第1項各号の規定により媒介契約が解除された場合において、媒介業者はこれに係る報酬及び費用償還の請求をすることができない。

(苦情又は紛争の処理)

第13条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲及び乙が協議した上で、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく業務に関し不正又は不誠実な行為をしたときは、この協定を解除することができる。

2 甲又は乙は、この協定に基づく業務の履行の必要がなくなったと判断したときは、甲及び乙が協議してこの協定を解除するものとする。

(経費の負担)

第15条 この協定に基づき乙が行う行為に要する経費は、乙の負担とする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から 年 月

日までとする。ただし、その満了する日の30日前までに甲及び乙から特段の意思表示がない場合は、その満了する日からさらに1年延長するものとし、以後同様とする。

(管轄裁判所)

第17条 この協定に関して訴訟等が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協議事項)

第18条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙が署名又は記名及び押印をして、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岐阜県可児郡御嵩町
御嵩町
町長

乙

別記様式第2号(第6条関係)

別記様式第2号(第6条関係)

第 年 月 日 号

様

御嵩町長

御嵩町町有地媒介依頼書

次の町有地売払いの媒介について、御嵩町町有地売払いの媒介制度実施要綱第6条第1項の規定により依頼します。

記

1 媒介を依頼する町有地

物件番号	所在地番	地目	地積 (m ³)	売却価格 (円)

2 依頼期間

3 契約の条件

別記様式第3号(第6条関係)

別記様式第3号(第6条関係)

第 年 月 日 号

様

御嵩町長

御嵩町町有地媒介依頼の中断又は中止通知書

年 月 日付け 第 号で依頼しました次の町有地売払い媒介依頼について、媒介依頼を（中断・中止）したいので、御嵩町町有地売払い媒介制度実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 媒介依頼を中断・中止する町有地

物件番号	所在地番	地目	地積 (m ²)	売却価格 (円)

2 中断・中止する日

3 中断・中止する理由

別記様式第4号(第7条関係)

年 月 日

御嵩町長 宛て

媒介業者 所属団体名
 会社等の名称
 所在地
 代表者の氏名

御嵩町町有地売払い媒介申請書

御嵩町町有地売払い媒介制度実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり
 町有地売払いの媒介を申請します。

記

1 媒介を申請する町有地

物件番号	所在地番	地目	地積(m ²)	売却価格(円)

2 町有地購入希望者

申込者	住所 (所在地)	〒	—	電話番号(自宅・勤務先・携帯) — — —
	氏名 (名称及び代表者氏名)	⑩	—	
共有者	住所 (所在地)	〒	—	電話番号(自宅・勤務先・携帯) — — —
	氏名 (名称及び代表者氏名)	⑩	—	
共有者	住所 (所在地)	〒	—	電話番号(自宅・勤務先・携帯) — — —
	氏名 (名称及び代表者氏名)	⑩	—	

備考 申込者欄等は、申込者及び共有者本人が自書し、御嵩町町有地買受申込書と同一の印(印鑑登録済みの印)を押印すること。

別記様式第5号(第7条関係)

別記様式第5号(第7条関係)

年　月　日

御嵩町長 宛て

申込者 住所
氏名 ㊞
電話番号

御嵩町町有地買受申込書

町有地売払いの媒介に係る次の町有地について、買い受けたいので御嵩町町有地売払い媒介制度実施要綱第7条第1項の規定により申し込みます。なお、現地及び現況を確認し、御嵩町の提示する契約条件に承諾します。

記

1 買受を申し込む町有地

物件番号	所在地番	地目	地積 (m ²)	売却価格 (円)

2 買受価格

金	百万	千	円

備考 金額の頭に「¥」マークを記載すること。

3 支払方法 (いずれかの□に「レ」を付してください。)

- 一括払い
 契約保証金払 (契約保証金額 金 円)

※契約保証金払のときは、その金額(買受価格の1割)を記入してください。

4 添付書類

- (1) 誓約書
(2) 登記事項証明書、印鑑証明書(発行後3月以内のもの) (法人の場合)
(3) 住民票、印鑑登録証明書(発行後3月以内のもの) (個人の場合)

5 その他

- (1) 契約保証金払のときは、契約保証金は売買代金に充当します。
(2) 印鑑は印鑑登録済みの印を使用してください。(買受者となった場合は、契約書に同一の印を押印してください。)

別記様式第6号(第7条関係)

年　月　日

御嵩町長 宛て

媒介業者 所属団体名
会社等の名称
所在地
代表者の氏名

御嵩町町有地売払い媒介申請取下書

年　月　日付けで申請した次の町有地売払いの媒介について、御嵩町町有地売払い媒介制度実施要綱第7条第2項の規定により取り下げます。

記

1 媒介申請を取り下げる町有地

物件番号	所在地番	地目	地積(m ²)	売却価格(円)

2 買受申請（購入希望）を取り下げる者

申込者	住所 (所在地)	〒	—	電話番号（自宅・勤務先・携帯） — — —
	氏名 (名称及び代表者氏名)	⑩	—	
共有者	住所 (所在地)	〒	—	電話番号（自宅・勤務先・携帯） — — —
	氏名 (名称及び代表者氏名)	⑩	—	
共有者	住所 (所在地)	〒	—	電話番号（自宅・勤務先・携帯） — — —
	氏名 (名称及び代表者氏名)	⑩	—	

備考 申込者欄等は、申込者及び共有者本人が自書し、御嵩町町有地売払い媒介申請書、御嵩町町有地買受申請書及び御嵩町町有地買受申込取下書と同一の印を使用してください。

別記様式第7号(第7条関係)

別記様式第7号(第7条関係)

年　月　日

御嵩町長 宛て

申請者 住所
氏名 ㊞
電話番号

御嵩町町有地買受申込取下書

年　月　日付けで申請した次の町有地売払いの媒介に係る町有地の買受けについて、都合により取り下げましたので、御嵩町町有地売払い媒介制度実施要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

記

取り下げる町有地

物件番号	所在地番	地目	地積(m ²)	売却価格(円)

備考 印鑑は、印鑑登録済みのものを使用してください。

別記様式第8号(第8条関係)

御嵩町町有地売払いの媒介に関する契約書

御嵩町長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、御嵩町町有地売払いの媒介に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づき、次のとおり御嵩町町有地売払いの媒介に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、双方の信義、誠実の原則に基づき、町有地売払いの適正かつ円滑な推進に資するものとする。

(契約の趣旨)

第2条 乙は、次に掲げる土地(以下「町有地」という。)の売払いを甲が行うに当たり、当該土地の購入を希望する者(以下「申込者」という。)と甲との売買契約の媒介を行うものとする。

物件番号	所在地番	地目	地積(m ²)	売却価格(円)

(業務の内容及び媒介報酬の支払)

第3条 乙は、前条の町有地について、甲が売買契約を締結することができるよう申込者との媒介を行い、次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 御嵩町町有地売払い媒介申請書(別記様式第4号)
- (2) 御嵩町町有地買受申込書(別記様式第5号)
- (3) その他甲が指示する書類

2 甲は、申込者から売買代金が全額納付され、所有権移転登記が完了した後、乙からの請求に基づき、媒介報酬を支払うものとする。

(媒介報酬の額)

第4条 前条第2項の媒介報酬の額は、協定書第10条第1項及び第2項の規定により算出した額とする。

(申込者への報酬請求の禁止)

第5条 乙は、申込者に対し媒介に関する一切の報酬を請求することはできないものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が町有地売払いの媒介について、信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき。
- (2) 乙が媒介契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を

告げず、又は不実なことを告げる行為をしたとき。

(3) 乙が宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(4) 乙が媒介契約の履行をしないとき。

(5) その他の事情により町有地売払いの媒介が不要になったとき。

(苦情紛争の処理)

第7条 乙は、甲に対し町有地売払いの媒介を行うに当たり、第三者との間に苦情又は紛争が発生したときは、乙の責任において、これを処理するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、個人情報を収集するに当たっては、当該個人情報を取り扱う事務の利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために収集した個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 乙は、媒介等の実施に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の失効)

第9条 この契約は、この契約を締結した日から 年 月 日までに売買契約が締結されない場合には失効するものとする。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めるときは、これを延長することができる。

(費用の負担)

第10条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(管轄裁判所)

第12条 この契約に関する訴訟等が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協議事項)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲と乙が署名又は記名及び押印をして、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1
御嵩町
町長

乙

別記様式第9号(第11条関係)

別記様式第9号(第11条関係)

年　月　日

御嵩町長 宛て

媒介業者 所属団体名
会社等の名称
所在地
代表者の氏名

御嵩町町有地媒介完了通知書

年　月　日付けで申請した町有地売払いの媒介について、購入希望者が売買代金を納付し、所有権移転登記が終了しましたので、町有地売払い媒介を完了します。

記

1 媒介を申請した町有地

物件番号	所在地番	地目	地積 (m ²)	売却価格 (円)

2 町有地購入希望者

申込者	住所 (所在地)	〒	—	
	氏名 (名称及び代表者氏名)		電話番号 (自宅・勤務先・携帯)	— — —
共有者	住所 (所在地)	〒	—	
	氏名 (名称及び代表者氏名)		電話番号 (自宅・勤務先・携帯)	— — —
共有者	住所 (所在地)	〒	—	
	氏名 (名称及び代表者氏名)		電話番号 (自宅・勤務先・携帯)	— — —

3 売買代金納付日及び所有権移転日

- (1) 売買代金納付日 年　月　日
(2) 所有権移転日 年　月　日

別記様式第10号(第11条関係)

別記様式第10号 (第11条関係)

年 月 日

御嵩町長 宛て

媒介業者 所属団体名
会社等の名称
所在地
代表者の氏名

御嵩町町有地媒介報酬請求書

町有地売払いの媒介報酬として次の金額を請求します。

¥

—

(うち消費税・地方消費税相当分 ¥ —)

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名	本店
				支店
				出張所
				代理店
	預金・貯金の種類	1 普通	2 当座	3 その他 ()
	口座番号			
	フリガナ 口座名義			

請求内容

件名	年 月 日に締結した町有地売払いの媒介に関する契約 に基づく媒介報酬として			
売却地	所在		地積	m ²
購入者	住所		氏名	

請求内容内訳

契約金額 (媒介報酬額算定基準額)	¥		
200万円以下の金額	¥	割合	5.0% ¥
200万円を超え400万円以下の金額	¥		4.0% ¥
400万円を超える金額	¥		3.0% ¥
800万円以下の金額 (低廉な空家等に限る。)	¥		— ¥
合計	¥		